藤枝市文化振興基本計画

藤枝市文化マスタープラン（案）
2021～2030

令和３年３月
藤枝市

は じ め に

令和3年(2021年)3 月

藤枝市長　北村　正平

目次

第1章　藤枝市の文化振興についての考え方 1
　1　文化マスタープラン策定にあたって 2
　2　文化マスタープランのコンセプト 6
第2章　具体的な取組 11
　基本方針　1　文化を担う人材の育成 12
　基本方針　2　市民の文化活動の活性化 18
　基本方針　3　市民が誇れる歴史文化の継承 23
　基本方針　4　文化活動を行う場の整備 28
第3章　みんなで進める文化マスタープラン 33
　1　推進体制 34
　2　進行管理と評価 35
資料編 37
　1　文化芸術を取り巻く現状 38
　2　本市の特徴 40
　3　本市の状況 41
　4　本市の主要課題整理 45
　5　策定に関する資料 49

第1章
藤枝市の文化振興についての考え方

藤枝市の文化振興についての考え方を示しています。

文化振興によって実現する藤枝市の未来を基本理念として表現し、

文化振興を図るための４つの基本方針を定めています。

1 文化マスタープラン策定にあたって

(1)文化マスタープランについて

藤枝市（以下「本市」という。）では平成23年度から令和２年度までの10年間を計画期間とする「藤枝市文化マスタープラン」を策定し、市民一人ひとりが郷土に愛着を持ちながら心豊かな社会生活を送ることができるよう、文化振興に関する施策を進めてきました。

その間には、児童合唱団の設立や日本遺産認定など、次期計画に結びつく新たな潮流が生まれ、本市の文化力を更に向上させる機会となりました。

この度、藤枝市文化マスタープランの計画期間が終了することから、今後の社会情勢の変化や多様な市民ニーズの対応を踏まえて見直しすることとし、国、県の計画との整合を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用していく方向性を盛り込んだ第２次藤枝市文化マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定します。

(2)文化マスタープランの位置付け

本計画は、「藤枝市総合計画」「ふじえだ健康都市創生総合戦略」の文化振興に関する分野別計画として策定するもので、本市の文化施策の方向性や具体的な取組を示す文化振興の基本となります。また、関連計画との整合を図りながら、本市の文化振興のために必要な施策を計画的かつ継続的に推進するものです。

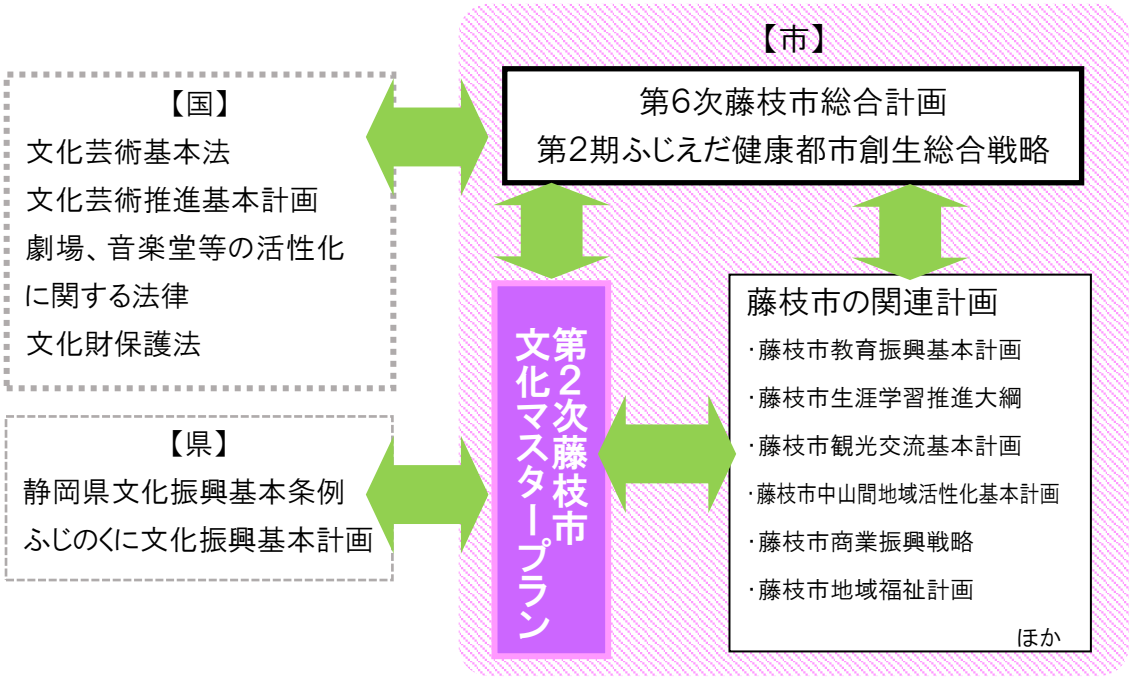

(3)文化マスタープランの期間

令和３年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、藤枝市総合計画、ふじえだ健康都市創生総合戦略の改訂や今後の社会情勢の変化を踏まえ、毎年度の事業の検証の中で、必要に応じて見直しを検討します。

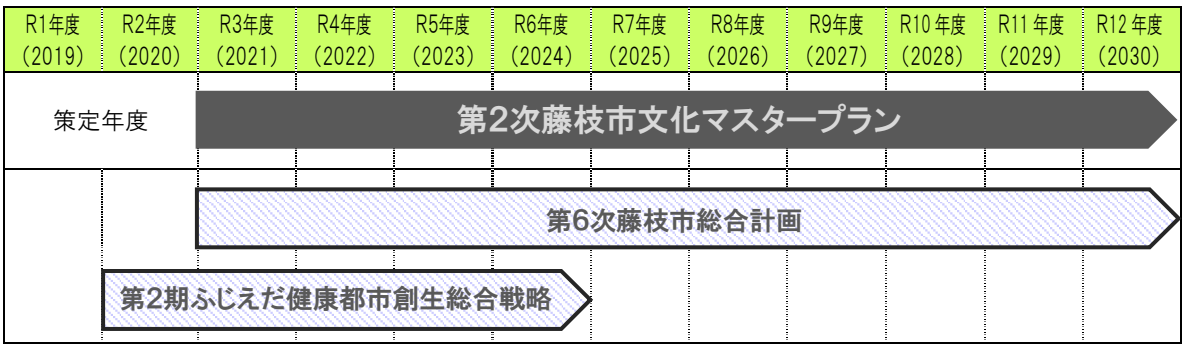

(4)文化の範囲

文化は、衣食住を始めとする生活全般に関わるもので、心の豊かさや活力となるものです。

本計画では、「芸術」「伝統芸能」「生活文化」「歴史文化」からなる文化芸術を対象とし、具体的には以下の範囲とします。

なお、本市においてひとつのスポーツという枠を超えて昔から根付いている、サッカーを中心とした「スポーツ文化」は、「サッカーのまち藤枝ドリームプラン」や「スポーツ推進計画」により推進します。

本市の文化範囲

文化				
文化芸術				スポーツ
芸術	伝統芸能	生活文化	歴史文化	

◆「芸術」、「伝統芸能」、「生活文化」、文化財などを含めた「歴史文化」の範囲

分野	例
芸　　術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他芸術
伝統芸能	能楽、雅楽、謡曲、和歌、俳諧、長唄、その他伝統的な芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他生活に係る文化
歴史文化	有形及び無形の文化財などの歴史文化

合唱コンサート

高根白山神社古代神楽

市民文化祭　華道展

岡部宿　大旅籠柏屋

(5)ローカルSDGsの文化マスタープランへの反映

平成27年９月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs＝Sustainable Development Goals)」は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成されています。

本市では、SDGsの実現に向けて、地方自治体として取り組むべき目標を独自のローカルSDGsとして17の目標を設定しています。

文化マスタープランを推進し、今まで伝えられてきた文化の継承と、文化の振興により地域の活性化を図り、“まち”と“ひと”が元気な藤枝市を創造することは、本市が取り組むべきローカルSDGsの政策目標の実現につながります。

◆本計画に関連の深いローカルSDGs

文化体験教室

びじゅつじょろん（現代美術の展覧会）

2 文化マスタープランのコンセプト

(1)基本理念

本市は、東海道の宿場町として多くの人の往来や交流を支え、発展してきました。東海道の街道沿いには宇津ノ谷峠、大旅籠柏屋、田中城跡など豊富な歴史遺産があり、多種多様な街道文化が育まれてきました。中世で発展した藤枝宿、岡部宿には町衆によって営まれた祭礼や古式ゆかしい伝統行事などの文化活動が今に受け継がれています。

加えて、子どもから大人まで広く親しまれている合唱は、本市を象徴する文化として市民の誇りとなっています。

人々が元気に心豊かに暮らしていく魅力あるまちづくりを進めていくためには、市民と行政が協働して、先人により培われてきた歴史や伝統を受け継ぎ、新たな文化を創造していくことがより一層重要です。

文化は、人々に生きがいや精神的なゆとりを与え、心の豊かさをもたらすだけでなく、まちの魅力を生み出す源となり、活性化する力となります。

まちを元気にするためには、こうした文化特有の力を最大限に生かし、郷土愛の醸成や賑わいを創出する取組を市民と一体となって進めることが必要です。

文化を振興することで住んでいる人々が輝き、訪れる人々を魅了するまちをめざし、次の基本理念を掲げます。

基 本 理 念

「文化の力で　心　ときめく　ふじえだ」

～心豊かにいきいきと、人が輝くまちをめざして～

(2)基本方針

本計画で掲げる基本理念を実現するため、４つの基本方針を設定しています。これらの基本方針に基づき、これから取り組んでいく施策の方向性を定め、それぞれの取組を進めていきます。

◆文化マスタープラン関係図

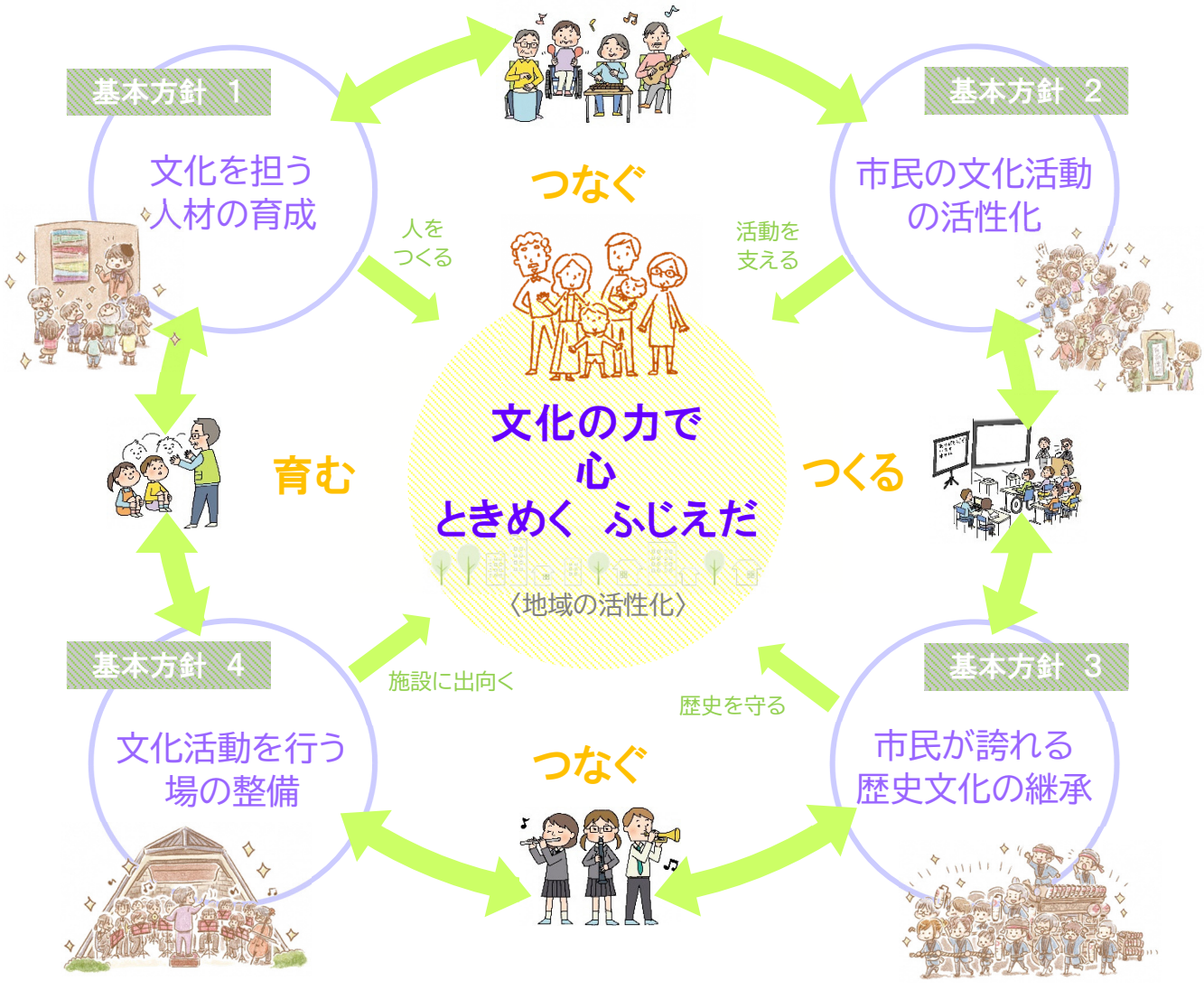

（3）施策体系図

基本理念「文化の力で　心　ときめく　ふじえだ」

基本方針 1　文化を担う人材の育成

重点プロジェクト　**市民が活躍できる環境づくり**

（1）子どもが文化に触れる機会の充実
（2）文化の担い手の発掘、育成及び支援
（3）だれもが文化に親しむ機会の充実
（4）生涯を通した学習機会の充実

基本方針 2　市民の文化活動の活性化

重点プロジェクト　**文化団体の組織力の強化**

（1）文化活動への支援
（2）協働による文化の価値や魅力の創出
（3）文化交流の促進

基本方針 3　市民が誇れる歴史文化の継承

重点プロジェクト　**日本遺産による地域振興の推進**

（1）文化財の保存と活用
（2）伝統文化の保存と継承
（3）歴史文化に関する資源の活用
（4）文化的景観の保全と整備

基本方針 4　文化活動を行う場の整備

重点プロジェクト　**公の施設の活用促進**

（1）文化を伝え、育む環境づくり
（2）郷土博物館･文学館の展示の充実
（3）公共施設の有効活用

第2章
具体的な取組

４つの基本方針に沿って、具体的な取組を掲載しています。

行政だけでなく、市民、文化団体、関係施設が一体となって

「ふじえだの文化」を振興するための施策を進めます。

基本方針 1　文化を担う人材の育成

本市の課題

少子高齢化により、次代の文化を担う人材の減少が指摘されています。市内の文化団体では、会員が年々減少し、活動が難しくなってきています。多くの団体が、新たな会員の獲得に苦慮しており、活動の継続にあたり人材の確保が課題となっています。

〈方向性〉

○文化を支える人材の確保や活動基盤を整えます。
○文化振興の先導的な役割を担う芸術家や文化人を発掘・支援します。

重点プロジェクト

市民が活躍できる環境づくり

○文化の担い手は市民一人ひとりであり、文化振興にあたって、市民が積極的に、自主的な文化活動を行う環境づくりに取り組みます。
○全ての市民が文化に対する関心や理解を深めるための啓発や、身近に文化に触れる機会を拡充し、市民自ら文化活動を行うために必要な情報を提供します。

◆成果指標の評価

成果指標	現状値	目標値（R7年度）	目標値（R12 年度）
文化芸術に親しむ市民の割合	29.9%（R1年度）	45.0%	60.0%
文化芸術体験事業の新規体験・参加者数(累計)	97人（H30 年度）	590人	940人
活動支援を受けた若手芸術家等の人数(累計)	81人（R1年度）	170 人	250 人

（1） 子どもが文化に触れる機会の充実

現状・課題

〇子どもの感受性や創造力を高め、郷土愛を育む文化体験が求められています。
〇次代を担う人材育成として、子どもが文化に触れる機会を充実させることを望む声が多くなっています。
〇これまでも、子どもから大人まで参加できる、体験事業や各種講座を実施しており、一定の評価はされていますが、体験メニューの拡大や内容の充実が求められています。

方向性

子どもが文化に触れる機会を充実させるため、体験学習や学校などの教育機関と連携した文化教育の充実を図ります。

〈具体的な施策〉

①体験学習の充実

内容

〇学校やイベントを通じて、地域で活躍する芸術家と交流する機会や郷土の伝統文化に直接触れる体験教室などの機会を提供します。
〇子どもが文化に親しめるような企画を実施し、子どもの感受性や創造力を育みます。

取組例

芸術家によるワークショップの開催／市民文化祭≪文化体験教室≫の充実／博物館・文学館展示事業（楽しく体験しながら学ぶ）／プロと遊ぼう！芸術の秋祭り／小中学校への文化団体の派遣

②学校などと連携した文化教育の充実

内容

〇保育園や幼稚園、小・中学校などの学びの場でも、子どもが文化に触れられる環境づくりに努めます。

取組例

プロ合唱団との共演コンサートへの参加／芸術鑑賞機会の充実／村越化石俳句大会の開催／博物館・文学館など歴史施設での校外学習

（2） 文化の担い手の発掘、育成及び支援

現状・課題

〇少子高齢化の影響から、文化団体の会員、文化活動を支えるボランティアなど、文化の担い手となる後継者の育成が大きな課題となっています。

〇文化団体の財政的に安定した運営には、継続的な人材確保と活動支援が不可欠となっており、民間企業やボランティアとも協働していくことが求められています。

〇企業の文化活動への参加は地域の文化活動の活性化を促し、企業のイメージアップにもつながるなどの相乗効果が期待されます。

方向性

文化の未来を担う若手芸術家や文化団体を支援し、指導者の確保と育成を図ります。また、各関係者や団体、企業との連携を図ります。

〈具体的な施策〉

①文化の未来を担う人材の確保・育成、基盤の確立

内容

〇市民や団体などの活動支援や文化振興・活動に関わるボランティア、各関係者や団体、企業などの連携を図ります。

取組例

若手芸術家作品展／市民文化祭の開催／文化芸術活動奨励金

②指導者の確保と若手芸術家などの育成・活用

内容

〇若手芸術家などの活動を支援するため、活動機会の提供や芸術家同士の交流を促進し、本市の新たな文化の創造へつなげます。

取組例

ReadArts実行委員会への支援／東京混声合唱団との連携／藤枝ジュニアコーラスの育成・支援／小・中学校の音楽教諭対象の指導者研修会

（3） だれもが文化に親しむ機会の充実

現状・課題

〇本市に求められる文化振興の役割として、優れた鑑賞機会の提供が挙げられます。

〇文化に親しみを持つことで、心が豊かになり、暮らしの豊かさへとつながることから、子どもから高齢者、障害のある人、外国人など、本市に住む全ての市民が文化に触れる機会を持つことが重要となっています。

〇文化に関連した情報発信について、インターネットやSNSなどの手法が求められており、状況や目的に応じた情報発信が必要となっています。

方向性

子ども、障害のある人や高齢者、子育て世代など、市民が文化に接する機会を拡充するため、文化施設などの充実、参加しやすい環境の整備や情報発信を推進します。

〈具体的な施策〉

①身近な地域での鑑賞・創作機会の充実

内容

〇市内にある様々な文化資源などに触れ、体験できる場や機会を提供します。

〇市民が質の高い文化を楽しめるよう、市民会館や各地区交流センターなどを活用した文化鑑賞の機会を提供します。

取組例

東海道岡部宿にぎわいまつりの推進／蓮華寺池芸術祭の開催／みちゆかし（歴史文化体験プログラム）／お茶の香ロードの開催／博物館・文学館展示事業（文学・芸術展）／陶芸を核とした地域活性化の推進／まちかど文化展

②文化を身近に感じる情報発信

内容

〇本市の文化に関するあらゆる情報を集約し、わかりやすく発信することで、様々な人が文化に関心を持ち、理解できるよう努めます。

〇だれもが、文化に関する情報を入手・活用できるよう、紙媒体やインターネットなど、市民のニーズに応じた多様な手段で情報提供を行います。

取組例

展示イベント等の情報発信／子育て情報サイト「ママフレ藤枝」による情報提供／図書館からの情報発信／ローカル誌への広告掲載／芸術家データベースの作成

③多様な市民が文化に親しむ機会の充実

内容

〇多世代交流、イベントなどを通じ、高齢者や障害のある人、外国人などが文化に触れ、参加する機会を提供します。

〇年齢や障害の有無、また国籍に関わらず、すべての市民や来訪者が本市の文化の豊かさを感じられ、文化活動に参加しやすいよう、施設のバリアフリー化、多言語による解説や託児サービスなど、対象者のニーズに応じた配慮に努めます。

取組例

ふれあいまつり／地区交流センターの作品展／『東海道音楽祭』事業／ともフェス（共生社会普及啓発事業）の開催／老人福祉センター藤美園趣味の会発表会／さわやかクラブふじえだ連合会作品展示会／LOVE LOCAL FUJIEDA事業／ふじえだ花回廊推進事業／歴史資源を紹介するウェブサイトや施設内展示物の多言語化／外国人住民への日本語講座の開催

（4） 生涯を通した学習機会の充実

現状・課題

〇生涯学習は、文化の振興を支える要素となっています。
〇生涯学習に関する各種事業について、インターネットやSNSで積極的に情報発信していることや講座の充実など、市民の満足度は高くなっています。
〇講座について、満足度が高くなっている一方、参加者の固定化がみられ、事業によっては検討・見直しが必要となっています。

方向性

地区交流センターで実施されている生涯学習講座は、市民が最も身近で文化に接する機会となっており、自主グループ活動を通じて文化の担い手を育成していきます。

〈具体的な施策〉

①生涯学習機会の充実

内容：〇子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に応じた的確な情報提供や、各種講座などの学習機会と場の充実に努めます。

取組例：**博物館回想法事業／国際理解出前講座／パパママ講座／サイエンスキッズ育成のための教室やイベント／親子遊び教室／地区交流センター講座／自主グループ活動の推進**

②生涯学習講座などの指導者育成

内容：〇生涯学習講座は主に地区交流センターで開催され、市民の生きがいの場となっています。様々な市民ニーズに対応した講座を継続的に運営していくため、地域で活動する担い手育成を進めます。

取組例：**指導者のデータベース化／地域で活躍する人材の育成／放課後子ども教室の推進／学校サポータークラブの推進**

基本方針 2　市民の文化活動の活性化

本市の課題

文化の多面的な魅力を理解するためには、鑑賞や参加を通じて自身がその価値を体験することが大切です。アンケート調査の結果では、鑑賞や習い事をする機会に満足していないと感じている人が多く、市民の文化活動への参画を促し、活動への意欲を高めることが求められています。

〈方向性〉

○市民の文化活動を活性化するため、様々な分野で行われている文化活動を支援するとともに、文化団体などと連携しながら文化に接する事業の充実を図ります。
○市民が文化活動に取り組みやすく、いきいきと暮らせる環境づくりに取り組みます。

重点プロジェクト

文化団体の組織力の強化

○本市の文化振興を支えているのは、文化協会を始めとする各種団体です。近年は会員の高齢化などによる組織力の低下が課題となっていますが、行政や他団体との協働や連携により、新たな価値や魅力を創出し、文化団体の活動が次代へ継承される環境づくりに取り組みます。

◆成果指標の評価

成果指標	現状値	目標値（R7年度）	目標値（R12 年度）
文化協会への新規加入者数（累計）	46人（R1年度）	170 人	270 人

（1） 文化活動への支援

現状・課題

〇文化団体による文化活動は、市民が日常的に文化に触れる大きな機会となっています。

〇市内の文化団体では、構成する会員の高齢化と減少が課題になっています。

方向性

市民が気軽に文化活動に参加する機会を創出するため、文化団体への継続的な支援に合わせて、後継者育成に関する事業の展開や、団体同士の連携強化に努めます。

〈具体的な施策〉

①文化活動団体への支援

内容

〇市内の文化活動を実施している団体に対して、補助金交付などの支援を行います。

〇文化団体が開催する後継者育成に関する体験学習やイベントなどを支援し、市民が文化活動に取り組みやすい環境をつくります。

取組例

文化協会事業費補助金／街道・宿場文化発信事業費補助金／市民活躍まちづくり事業補助金制度

②文化団体との事業連携

内容

〇市内の文化団体同士が連携して開催する事業への支援を行います。

〇市民や団体などの文化振興・活動に関わるボランティア、各関係者や団体、企業などの連携を図ります。

取組例

文化団体などが集うイベントの開催／劇団による商店街の活性化／お茶の香ロードの開催【再掲】／東海道岡部宿にぎわいまつりの推進【再掲】

（2） 協働による文化の価値や魅力の創出

現状・課題

〇文化振興を巡っては、他分野と連携した新たな価値や魅力の創出が求められています。

〇本市の有する街道文化を始めとした歴史的な資源やお茶の産地であることなど、産業・観光分野と連携した事業展開が必要です。

方向性

本市の歴史文化と産業の魅力を多角的に捉え、様々な人々が多様な文化に関わることで、新たな価値と魅力を創出します。

〈具体的な施策〉

①他分野と連携して生まれる価値と魅力

内容

〇本市の中山間地域で注目されているお茶や陶芸の魅力を情報発信し、交流人口の拡大と、移住・定住を推進します。

取組例

旧藤枝製茶貿易商館移転活用事業（とんがり屋根）／ふじえだ陶芸村構想推進事業／地域おこし協力隊活動事業

②新しい工夫の模索による文化の価値向上

内容

〇本市の宝である街道文化や生活文化を生かした文化の価値向上を模索します。

取組例

駿州の旅日本遺産協議会による街道観光の推進／藤枝おんぱく（まちづくり観光推進事業）／アーティストインレジデンスの推進

（3） 文化交流の促進

現状・課題

〇文化を中心とした交流を促進することで、文化活動の裾野の広がりが期待できます。

〇本市では、「て～しゃばストリート」を始めとする、市内外の人と交流を生むための事業を実施しています。

〇東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催（2021年に延期）を契機として、文化を活用した交流の促進が求められています。

方向性

文化は人をつなぎ、新たな魅力や価値を生み出します。都市交流においても、様々なジャンルでの交流を図るとともに、文化の特性を生かした取組を推進します。

〈具体的な施策〉

①様々な文化交流

内容

〇地域の歴史や自然、それぞれの文化に対する理解を深め、市内のみならず、市外からの来訪者にも本市の良さを認識してもらい、文化を中心とした交流を促進します。

取組例

東海道岡部宿にぎわいまつりの推進【再掲】／LOVE LOCAL FUJIEDA事業【再掲】／ふじえだ花回廊推進事業【再掲】

②姉妹都市・友好都市との文化交流の推進

内容

〇姉妹・友好都市との交流の促進により、異なる都市の文化と郷土の文化を理解する機会を提供します。

取組例

藤枝市都市交流促進事業費補助事業／交流都市芸術祭の推進／ふじえだ産業祭・フードスマイルフェスティバルの開催

③文化を活用した国際交流及び誘客の促進

内容

〇東京オリンピック・パラリンピック大会後に引き継ぐレガシー（遺産）の創出に向け、文化を活用した交流の促進を図ります。
〇本市は、イタリアライフル射撃チーム・柔道チームの合宿地となっていることから、藤枝文化の魅力を感じてもらい、交流の拡大を図ります。
〇姉妹都市であるオーストラリアのペンリス市や韓国の楊州市などとの文化の交流を進めていきます。

取組例

おもてなし強化支援事業／イタリア選手との文化体験プログラムの実施／日本遺産事業の推進

基本方針 3　市民が誇れる歴史文化の継承

本市の課題

本市は、史跡や民俗芸能など多くの地域資源を有していることに加え、本市ゆかりの文学者や芸術家がいます。これらを有効活用し、「藤枝ならでは」を市民に浸透させる必要があります。

〈方向性〉

○本市が有している地域特有の文化財を次代に受け継ぐため、地域ボランティアなどの多様な主体との連携により、文化財の保存・継承を計画的に実施します。
○市民が地域の歴史を知り、身近なものとして受け入れることができるよう、文化財などを活用した事業を促進します。

重点プロジェクト

日本遺産による地域振興の推進

○日本遺産認定により、東海道を核とした本市の魅力の更なる向上を図り、広く全国に発信します。
○地域の文化財や街道資源を活用し、観光客を呼び込むことによる交流人口の拡大を図り、地域を活性化します。

◆成果指標の評価

成果指標	現状値	目標値（R7年度）	目標値（R12 年度）
街道遺産来訪者数（年間）	64，282人（H30 年度）	67，300人	69，800人
史跡等歴史資源を活用した事業の参加者数（年間）	11，332人（R1年度）	15，600人	17，300人

（1） 文化財の保存と活用

現状・課題

〇本市は、街道文化を始めとする多くの歴史資源を有しており、保存と活用を進めるためには、効果的な活用・周知により市民の関心を高める必要があります。
〇埋蔵文化財の保護と調査、近代化遺産・生活文化に関する収蔵品の整理保管、調査研究を進め、報告書・図録・資料集などを作成しています。
〇文化財を次代へと受け継ぐためには、更なる保存と活用が求められています。

方向性

文化財の保存・活用を計画的に進めるとともに、企画展やイベントなど、文化財の魅力を発信する機会をつくり、歴史の大切さを継承します。

〈具体的な施策〉

①歴史文化を知る機会の充実

内容

〇博物館での企画展の開催などを通じて、市民が本市の歴史を「知る」機会を充実させます。
〇市民に貴重な文化財などへの関心を持ってもらうため、文化体験や歴史講座などを開催するとともに、デジタル技術を使った資料の保存を推進します。

取組例

歴史をテーマとした博物館展示事業／こども歴史スタンプラリー「ふじえだ道中手形」／デジタルミュージアム／バーチャル技術を活用した歴史資源の再現事業

②文化財の計画的な活用

内容

〇藤枝ならではの有形・無形の文化財を総合的に把握し、将来にわたって保存・活用するための計画づくりに取り組みます。
〇必要に応じて、市の文化財の指定を行い、特に重要なものについては、国や県に文化財への指定を働きかけます。

取組例

文化財啓発資料作成による情報発信／田中城史跡管理事業／志太郡衙史跡管理事業／大旅籠柏屋史跡管理事業／千貫堤・瀬戸染飯伝承館事業／文化財の保存と活用のための計画づくり／軽便SL「B15」公開活用事業／指定文化財保存修理助成事業／埋蔵文化財発掘調査事業

（2） 伝統文化の保存と継承

現状・課題

〇本市には、朝比奈大龍勢や藤枝大祭りなど、地域で培われてきた伝統文化があります。

〇少子高齢化の影響により、伝統芸能や地域行事など、長年にわたって培われてきた伝統文化を継承するための、後継者の育成が急務となっています。

方向性

無形民俗文化財及び伝統芸能などは、伝統文化の保存と後継者の育成に努めます。若い世代の人が実際に触れ、体験できるような取組を推進し、地域で継承することが難しい無形民俗文化財については、人材育成のための支援を行います。

〈具体的な施策〉

①無形民俗文化財などの後継者育成

内容

〇博物館などで行う、伝統的な遊びや工作、文化、技術、芸能などを学ぶ体験学習の機会の充実を図り、多くの人にその魅力を発信します。

〇民俗芸能の保存・伝承のための補助を行う事により、後継者の育成を推進します。

取組例

朝比奈大龍勢イベント事業費補助金／民俗文化財保存団体への助成／茶手揉技術の継承／博物館体験学習（伝統の遊びや工作）

②伝統文化などの情報発信

内容

〇伝統芸能に直接触れ、体験する機会を充実させ、多くの人が関心を持ち、その魅力を知ってもらうよう情報発信に努めます。

取組例

博物館体験イベント（伝統芸能）／指定文化財等の民俗文化財や行事の情報発信／地元の伝統文化を生かしたまちづくりへの支援

（3） 歴史文化に関する資源の活用

現状・課題

〇市内に数多く残る歴史資源を観光や産業などの他の分野に生かすことで、相乗効果による新たな賑わいが生まれることが期待されます。

〇歴史資源を保存・継承するだけでなく、新たな価値を創造し、更なる魅力を国内外に発信していく必要があります。

方向性

日本遺産の認定を契機として、文化財の保護・保存から活用を主とした施策への転換と他分野との連携で、街道文化の魅力と価値を創出し、観光やまちの賑わいづくりにつなげることで地域を活性化します。

〈具体的な施策〉

①観光分野との連携

内容

〇近隣市との連携により、東海道のブランド化を図り、市民の郷土愛の醸成や交流人口の拡大を進め、街道観光を確立します。

取組例

日本遺産事業の推進【再掲】／東海道岡部宿にぎわいまつり交流事業補助金／みちゆかし（歴史文化体験プログラム）【再掲】

②地場産業との連携

内容

〇本市は昔からお茶の名産地であり、地場産業としてまちを発展させてきました。茶町には昔ながらの茶問屋の街並みが残っており、民家を使った芸術作品展や食文化の体験等の開催で、地域の新たな魅力を創出します。

取組例

茶手揉技術の継承【再掲】／チャレンジ！ジュニアお茶博士認定講座事業／藤枝茶次世代交流促進事業／お茶の香ロードの開催【再掲】

（4） 文化的景観の保全と整備

現状・課題

〇自然景観も重要な文化資源として捉え、自然と調和した街並みをつくることが求められています。

〇本市は宇津ノ谷峠、つたの細道、旧東海道の松並木などの歴史的景観のほか、魅力的な自然景観を有しています。

〇文化的景観については、次代に受け継ぐための保全と合わせて、史跡など歴史的場所の存在や伝説などを広く伝えていく必要があります。

方向性

本市が有する旧東海道沿線の伝統的な街並みや、歴史的景観、自然景観などの文化的景観の保全・整備に努めるとともに、それらが持つ魅力を最大限に活用します。

〈具体的な施策〉

①歴史的景観の保存及び形成

内容

〇宇津ノ谷峠、つたの細道、旧東海道の松並木など、市内に残る歴史的景観を生かしたまちづくりに努めます。

取組例

つたの細道等の維持管理／東海道松並木保護保存事業

②自然景観の保全・整備

内容

〇北部の渓谷や丘陵を始めとする変化に富んだ地形や南部の田園風景などの魅力的な自然景観を保全・整備し、市民生活と自然との調和を形成します。

取組例

自然を生かした文化事業の実施／瀬戸川の桜並木の保全／田園を利用した景観植物の植栽

基本方針 4　文化活動を行う場の整備

本市の課題

文化活動を行っている個人や団体が、日頃、練習などに利用し、また、活動の成果を発表する場として、地区交流センターや市民会館などの文化施設が挙げられます。

これらの中には、建てられてから相当の年月が経過している施設もあり、多様化する文化活動などに対応した設備の充実が求められています。加えて、全国的に課題となっている新型コロナウイルス感染症への対策を確実に行い、「新しい生活様式」に対応した文化活動への転換を進める必要があります。

方向性

〇文化活動を行う市民の満足度を向上させるため、老朽化した施設の改善に取り組みます。
〇だれもが文化に親しむことができる環境を整備するため、公共施設の有効活用や周辺施設との連携強化などを進めます。

重点プロジェクト

公の施設の活用促進

〇市民会館を始めとする市内の文化施設は、市民の文化活動の拠点となっています。今後も各施設の適正な維持管理に努め、ソフトとハードを有機的に結びつけ、質の高い芸術の創造活動や鑑賞機会の充実を図っていきます。

◆成果指標の評価

成果指標	現状値	目標値（R7年度）	目標値（R12 年度）
市民会館ホール･ステージの利用率(年間)	55.2%（R1年度）	58.0%	62.0%
郷土博物館･文学館の入館者数(年間)	132,780 人（R1年度）	144,800 人	151,300 人

（1） 文化を伝え、育む環境づくり

現状・課題

〇市民の文化芸術との接点となる文化施設を効果的に活用することにより、市民の文化活動が活性化されます。
〇充実した設備がある施設を求め、近隣市の施設を利用する市民がいます。
〇文化施設の中には、老朽化への対策や設備の充実が求められているものもあります。
〇文化施設の運営には、芸術をプロデュースする専門家が必要となっています。

方向性

市民会館が本市の文化発信拠点としての役割を担う運営管理に努めるとともに、市民が文化に親しみやすい環境を整備します。

〈具体的な施策〉

①文化活動拠点の活用と整備

内容

〇市民会館のコンセプトである「地域密着・支援型文化拠点」に従った担い手育成、文化団体への支援を経営の核として文化振興を図ります。
〇フルコンサートピアノなどの施設備品の更新を計画的に進めます。

取組例

市民会館の管理・運営／市民会館事業への若手芸術家の起用／新しい文化活動に対応した施設の整備／アセットマネジメントの推進による計画的な修繕

②文化施設の運営・管理

内容

〇市民会館の運営管理は、継続して指定管理者制度により実施するとともに、催事の企画立案を担う専門家を配置して、質の高い芸術を市民に提供します。
〇新型コロナウイルス感染症対策として演劇やコンサートなどのリモートによる演出などを検討していきます。

取組例

優れたアーティストによる公演の実施／地域の資源を生かした文化事業の充実

（2） 郷土博物館・文学館の展示の充実

現状・課題

〇本市は、童謡「月の沙漠」で知られる詩人の「加藤まさを」を始めとする本市ゆかりの文学者などがおり、多くの文学・芸術作品が生まれています。

〇郷土博物館・文学館では、歴史や文学などを楽しく学ぶことができる場所として、市内外から多くの人が訪れています。

方向性

本市が誇る豊かな歴史・伝統・文学を内外に情報発信し、楽しみながら歴史・文化に触れ親しむ機会を提供するとともに、市外からの来訪者の拡大を促進します。

〈具体的な施策〉

①郷土博物館・文学館の展示の充実

内容

〇歴史や文学・芸術に関する常設展示や特別展、企画展の展示内容を充実し、本市の豊かな文化を学ぶ機会を提供し、郷土愛の醸成を図ります。

取組例

博物館・文学館の管理運営事業／博物館常設展「藤枝の歴史」リニューアル事業

（3） 公共施設の有効活用

現状・課題

〇市民のだれもが文化に触れられる、参加できる環境整備が必要です。
〇一部の公共施設では、駐車場の確保が難しい状況にあり、施設の課題となっています。
〇多様なニーズに対応するために、民間施設や近隣市の施設利用を促進する必要があります。

方向性

官民施設間での利用に係る連携を深め、市民が利用しやすい環境をつくります。

〈具体的な施策〉

①公共施設の連携強化

内容

〇市民が身近に文化活動が行えるよう、市内にある公共施設や近隣市の文化施設と利用に関する連携を図り、サービスの向上に努めます。

取組例

施設の相互利用推進補助事業／3市文学館めぐり

②民間施設との連携

内容

〇商店街の空き店舗、大学・企業が提供する空間など、文化活動ができる施設を発掘し、市民に情報提供していきます。更に、民間施設と協働したイベントなどを開催していきます。

取組例

びじゅつじょろん（現代美術の展覧会・ワークショップ）の開催／東海道岡部宿にぎわいまつり街道文化展の開催

第3章
みんなで進める文化マスタープラン

文化振興とは、行政だけでなく、市民を始め、
団体、関係施設など、多様な主体との協力のもと
進めるものです。
本計画によって、市民一人ひとりが主役となり、
基本理念の実現をめざします。

1 推進体制

(1)行政の責務と取組

文化振興における行政の責務は、文化活動の担い手である市民の自主的活動や文化的暮らしの実現に向けた様々な取組を支援していくことにあります。

本市では、文化という分野の広範性や行政に対する市民ニーズの多様化などを踏まえ、より総合的な見地から実効的な施策展開を図ります。

また、本計画には、文化部門のみならず、地域振興、都市間交流、産業振興、教育、子育て、福祉、環境、都市整備など様々な関係部門が担当する施策も含まれているため、庁内の枠組みを超えた相互連携・連動を図りながら、計画の推進に努めます。更に、国、県、近隣市など、ほかの行政機関とも連携することで、より広域的な文化振興を図るべく取り組みます。

(2)多様な主体の参画、協働とネットワーク化

本計画を推進していくためには、市民、企業、学校、行政などの参画と協働のもと、各活動主体が互いの立場の違いを認識しながら、それぞれの役割と責任において文化振興に取り組めるように体制を整備することが必要です。多様な主体が相互に連携を図ることができるように、ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

2 進行管理と評価

(1)進行管理

本市の文化振興施策の取組を着実に推進していくため、本計画の基本方針に位置づけた各取組について、状況を毎年度取りまとめ、進行管理を行います。また、新たに、学識経験者や事業者代表、公募市民などで構成される審議会を設置し、進捗の報告を行い、専門的な見地や市民意見を反映し、評価を行います。

(2)評価

本計画の進行状況を検証する方法として、各基本方針に成果指標を定め取組の評価を行います。

成果指標	現状値	目標値 (R7年度)	目標値 (R12 年度)
基本方針1			
文化芸術に親しむ市民の割合	29.9% (R1年度)	45.0%	60.0%
文化芸術体験事業の新規体験・参加者数(累計)	97 人 (H30 年度)	590 人	940 人
活動支援を受けた若手芸術家等の人数(累計)	81 人 (R1年度)	170 人	250 人
基本方針2			
文化協会への新規加入者数(累計)	46 人 (R1年度)	170 人	270 人
基本方針3			
街道遺産来訪者数(年間)	64,282 人 (H30 年度)	67,300 人	69,800 人
史跡等歴史資源を活用した事業の参加者数(年間)	11,332 人 (R1年度)	15,600 人	17,300 人
基本方針4			
市民会館ホール・ステージの利用率(年間)	55.2% (R1年度)	58.0%	62.0%
郷土博物館・文学館の入館者数(年間)	132,780 人 (R1年度)	144,800 人	151,300 人

資料編

1 文化芸術を取り巻く現状

(1)国・県の動向

①文化芸術基本法の制定

国は、平成13年に「文化芸術振興基本法」を施行し、平成27年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（第４次基本方針）を閣議決定し、教育、福祉、まちづくり、観光・産業など幅広い分野との関連性を意識しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた施策を推進しています。

こうした中、平成29年６月に「文化芸術振興基本法」が改正され、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる発展、継承及び創造につなげていくことが盛り込まれ、法律名も「文化芸術基本法」と改められました。

②劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定

平成24年６月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念に基づいて、劇場、音楽堂、文化ホールなどの機能を活性化し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸などの水準の向上と振興を図るために制定されたもので、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策などについて定めています。

③文化芸術の振興に関する基本的な方針

平成27年５月に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第４次基本方針）が閣議決定されました。この第４次基本方針では、文化芸術振興の基本理念や意義に加えて、『国際的な文化交流の必要性』や教育、まちづくり、観光・産業との関連による『社会への波及効果』、条例の制定などによる『地方公共団体における文化施策の展開』、定性的な評価を活用した『政策評価の必要性』などが明記されています。

④クールジャパン戦略の取組

外国人がクールととらえる日本の魅力（アニメ、マンガ、ゲームなどのコンテンツ、ファッション、食、伝統文化、デザイン、ロボットや環境技術など）の強みを産業化し、それを国際展開するための官民連携による推進方策及び発信力の強化が検討され、クールジャパン戦略として推進されています。

⑤静岡県文化振興基本条例第4期ふじのくに文化振興基本計画

静岡県においても平成18年の「静岡県文化振興基本条例」を始め、平成20年に「静岡県文化振興基本計画」が制定され、平成30年３月には、『感性豊かな地域社会の形成』を基本目標に、「第４期ふじのくに文化振興基本計画」が策定されています。

（2）時代の認識

①人口減少が進む時代

少子高齢化の進行により、死亡数が出生数を上回ることが見込まれ、今後、長期にわたって人口が減少していくと予測されています。特に地方においては、少子高齢化の影響によって、地域コミュニティの衰退やまちづくりにおける担い手の減少が指摘されています。

②人と人のつながりを考える時代

かつてあった人と人とのつながりが希薄となり、社会から孤立した人が急速に増えていることが、社会問題として取り上げられています。

地域コミュニティを維持・強化していくためには、多様な主体の参画・協働など新たな仕組みを構築することが必要となっています。

③ICTの進化が変革をもたらす時代

ICTの発展と普及により、情報やモノの交流拡大など、あらゆる分野での変革が進みました。また、スマートフォンなどモバイル端末の普及が進み、今や多くの人々の生活から切り離せないものとなっています。

2 本市の特徴

(1)本市の資源

本市は、北部には渓谷や丘陵を始めとする変化に富んだ地形、南部には広々とした田園風景があり、それらを結ぶ瀬戸川、朝比奈川などの自然景観がある水と緑に恵まれた自然豊かなまちです。また、旧東海道沿いの松並木、金比羅山や瀬戸川沿いの桜並木、蓮華寺池公園の藤などが、人々に潤いと彩りをもたらしています。

歴史も古く、約１万年以上前の旧石器時代から現代に至るまで、人々が連綿と住み続け、文化と伝統を育んできました。市内には史跡や民俗芸能など多くの文化財があります。

本市ゆかりの文学者としては、童謡「月の沙漠」の作詩者である詩人の加藤まさを、私小説という分野で特異な才能を発揮した藤枝出身の眼科医で作家の藤枝静男、「枝っ子」作家としてふるさと藤枝で執筆活動を続けた小川国夫、「魂の俳人」とも呼ばれる村越化石などがいます。

(2)文化施設

本市には、市民会館や市民ホールおかべ、生涯学習センター、文化センターなどのほか、地区交流センターや図書館、郷土博物館・文学館などの施設があります。また、蓮華寺池公園内には、野外音楽堂が設置されており、多様な文化活動の場として利用されています。

瀬戸川の桜トンネル

市民会館

郷土博物館･文学館

旧東海道の松並木

3 本市の状況

(1)統計資料の傾向

○本市の人口は、平成28年以降、減少が続いています。
○０～14歳の年少人口に加え、15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加する少子高齢化が進行しています。

◆人口の推移

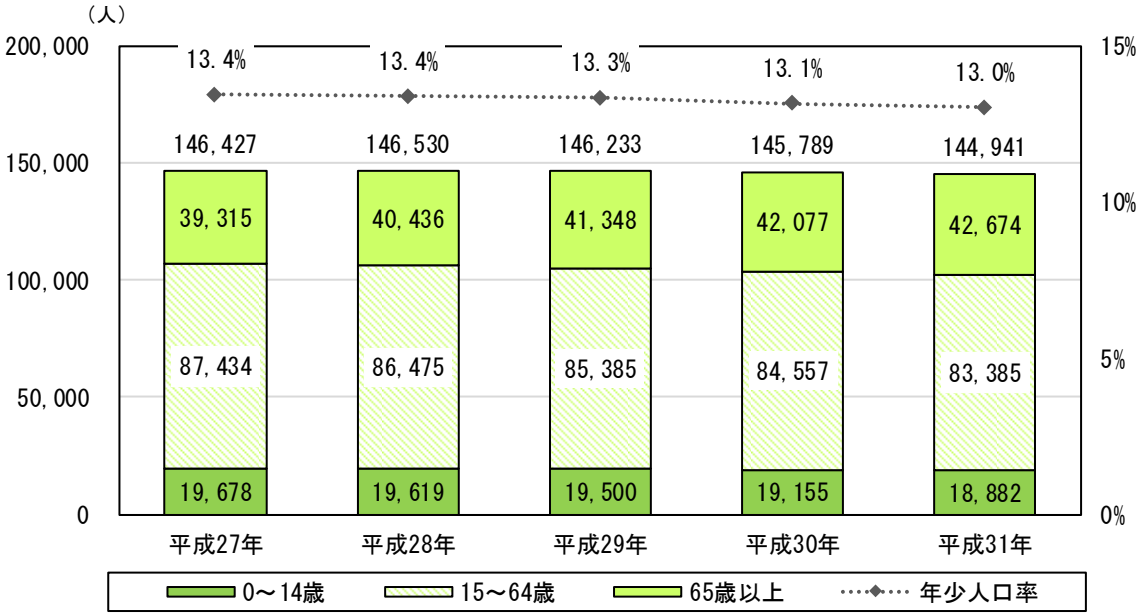

資料：住民基本台帳各年3月末時点

想定される課題

●少子高齢化の影響により、文化活動団体の参加者の減少が課題となっており、後継者の育成が急務となっています。

(2)アンケート調査の傾向

文化振興施策の優先度

○文化振興について、優先して充実が求められる項目として、「文化施設の充実」、「障害の有無にかかわらず文化活動に参加しやすい環境づくり」、「文化芸術の鑑賞機会の充実」「文化芸術の鑑賞や展示などの内容の充実」が挙げられています。

◎評価点について
全項目について、「満足度」「重要度」ともに５段階評価で、点数に回答者数を乗じ、それぞれの項目の指数とします。

【重要度と満足度の散布図】

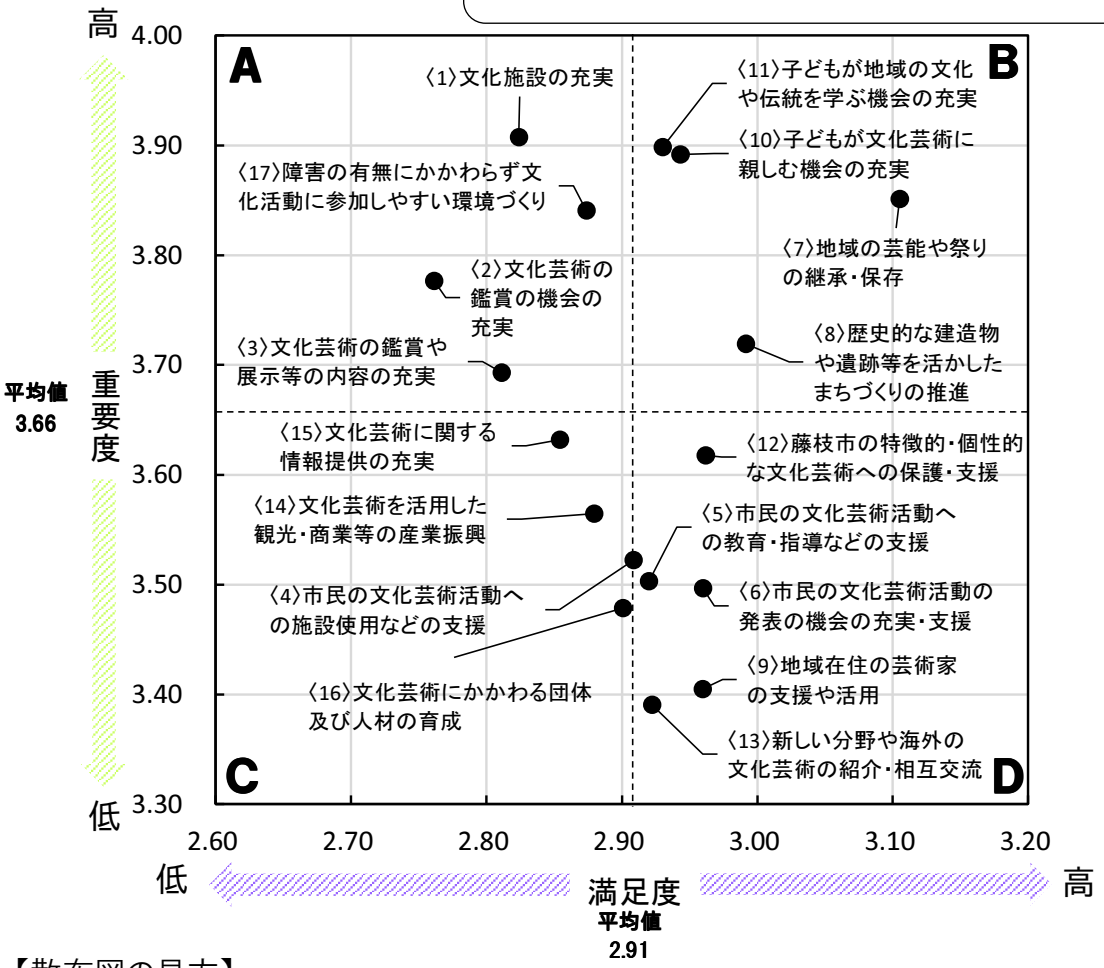

【散布図の見方】

領　域	
「A」の施策	重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目
「B」の施策	満足度も重要度も高いため、継続して充実する必要がある項目
「C」の施策	満足度は低いものの重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目
「D」の施策	満足度は高く、重要度が低いため、今後満足度の低い他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目

関心のある分野

○身近な文化芸術で関心のあるものは「音楽」が最も高くなっています。
○年齢層による文化に対する価値観が変わってきています。
○20歳代までは、映画やアニメーションなどの「メディア芸術」に興味を持っており、30歳代以上では、「美術」に関心があるとなっています。

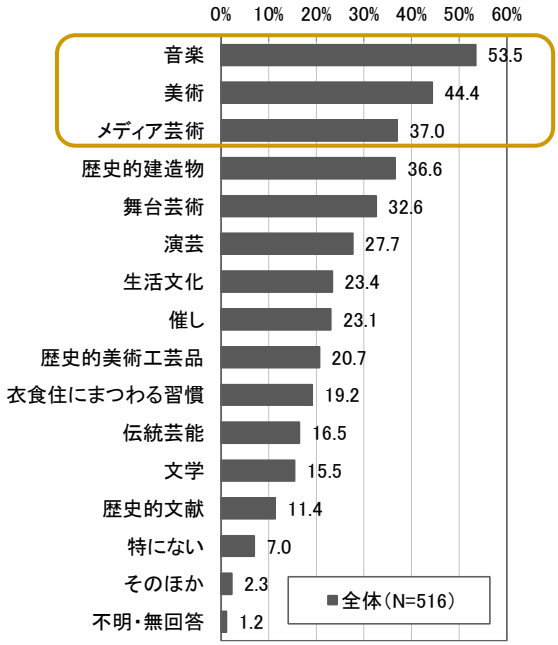

文化に触れる機会の満足度

○文化に触れる機会の満足度については、「わからない・機会がない」が最も高くなっています。

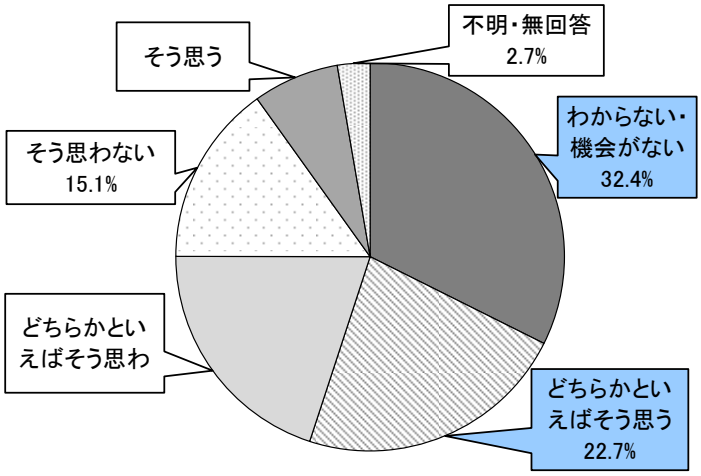

想定される課題

- 文化施設の充実や文化に触れる機会を求める声が多くなっています。
- 関心のある文化についても、音楽、美術に次いで、メディア芸術が多くなっており、通信技術の発展により、文化の感じ方に変化がでています。

(3)団体調査、ヒアリング調査などの傾向

文化活動団体の考える課題

〇高齢化の影響による団体を構成するメンバーの減少
〇練習場所の確保、発表の場として活用している施設の設備充実

関連施設の考える課題

〇施設利用者の高齢化
〇施設自体の老朽化
〇用途に応じた、市内施設の役割分担の明確化

団体、施設の共通した課題

〇施設の駐車場不足
〇子どもの文化に触れる機会の拡充

大学生の認識

〇なにをもって文化とするのかがわからない
〇インターネットや食に関連した分野を身近な文化と感じる

想定される課題

- 文化活動団体を構成するメンバーの高齢化が顕著になってきています。
- 世代によって、文化の感じ方が異なり、文化に対する価値観に違いがでています。
- 施設の老朽化対策、設備の充実が課題となっています。
- 子どもの頃から文化を身近に感じる機会の創出が更に必要となっています。

4 本市の主要課題整理

(1)文化を支える人づくり

基礎調査

〇少子高齢化の進行を要因とした人口減少が続いている（統計）
〇年齢層により価値観が変わってきている（アンケート、ワークショップ）
〇活動団体への参加者が減少している（ヒアリング調査）

施策評価

- 文化を振興するための次代の人材育成として、子どもから大人まで、参加できる体験事業や各種講座の実施など、市民の自主性を高めるための機会を創出しています。
- 地区交流センターが実施する各種講座について、参加者の満足度は高くなっています。
- 中心市街地タウンプロモーション事業の一環として実施している「て～しゃばストリート」は参加者も多く、市民に定着しつつあります。
- 各事業については、満足度が高い事業がある一方で、参加者の減少や実施内容の検討・見直しが必要な事業もあります。

◆成果指標の評価　　単位：人

成果指標		H28	H29	H30	H31/R1	R2
文化芸術体験事業の参加者数(H23 より累計)	目標	11,200	12,400	13,600	14,800	16,000
	実績	14,130	19,486	25,622	31,248	-
活動支援を受けた若手芸術家などの人数	目標	15	30	45	60	75
	実績	21	40	55	81	-

(2)文化活動の活性化

基礎調査

〇文化団体間の交流、大学や企業との連携が必要である（ヒアリング調査）
〇文化に触れる機会を増やすことを望む声がある（アンケート）
〇情報周知方法を見直す必要がある（ヒアリング調査）
〇子どもが体験する機会は効果が高い（ヒアリング調査）

施策評価

- 子どもから大人まで、多くの市民が文化に親しむ機会を増やす事業を展開してきました。
- 「若手芸術家作品展」や「陶の灯りアートさんぽ」などワークショップの開催は、参加者から好評を得ています。
- 文化情報の収集と発信について、新たな取組が求められています。
- 文化交流の拡大として、姉妹都市や友好都市との相互交流を実施しています。

◆成果指標の評価　　単位：人

成果指標		H28	H29	H30	H31/R1	R2
市民文化祭の参加者数(年間)	目標	13,100	13,200	13,300	13,400	13,500
	実績	17,980	13,217	15,362	20,447	－

(3)歴史文化の継承と活用

基礎調査

〇本市の伝統文化に幼少期から触れ、誇りにつなげることが必要である
（ヒアリング調査）
〇本市ゆかりの偉人の作品をテーマとしたイベントの実施があっても良い
（ヒアリング調査）

施策評価

- 本市に存在している文化財などを継承するための保存と交流を生むためのきっかけづくりとして、文化財などを利活用した事業を実施しています。
- 伝統文化を継承するための保存団体への補助金の交付や、後継者養成事業を実施しています。
- 誘客拡大に向け、歴史文化を観光資源として事業を行う主催団体を支援しています。

◆成果指標の評価　　単位：人

成果指標		H28	H29	H30	H31/R1	R2
歴史･文化財学習会の参加者数(年間)	目標	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100
	実績	1,906	1,983	2,343	1,867	-
史跡など歴史資源を活用した事業の参加者数(年間)	目標	7,680	8,010	8,340	8,670	9,000
	実績	12,594	12,461	13,142	11,332	-

(4)文化を育む環境づくり

基礎調査

〇老朽化対策、設備の充実を望む声がある（アンケート、ヒアリング調査）
〇利用者の多様化する文化活動に対応できる施設に限りがある（ヒアリング調査）
〇施設利用者の駐車場対策が必要である（ヒアリング調査）

施策評価

- 市民会館のリニューアルなど、文化活動がしやすい環境づくりを推進してきました。
- 文化的景観を守る事業として、蓮華寺池公園快適化施設整備や東海道松並木保護保存事業を実施してきました。
- 文化施設については、老朽化や利用者のニーズに対応した設備整備などの対応が課題となっています。

◆成果指標の評価　　単位：人

成果指標		H28	H29	H30	H31/R1	R2
市民会館の利用者数（年間）	目標	82,000	83,000	84,000	85,000	86,000
	実績	102,733	100,595	105,866	83,918	－

5 策定に関する資料

(1)策定経過

令和元年度	
令和元年　7月～8月	市民アンケート調査実施 藤枝市在住　15歳以上を対象
令和元年　9月	文化活動団体アンケート調査実施 39団体を対象
令和元年　12月	文化活動団体ヒアリング調査実施 23団体を対象　＊活動団体アンケートによる希望者のみ
令和元年　12月	大学生対象ワークショップ開催 静岡産業大学(藤枝キャンパスにて実施)
令和元年　12月13日	第1回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定委員会 第1回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定懇話会
令和2年　1月	文化関連施設･文化活動団体ヒアリング調査実施 6施設／文化活動団体2団体追加
令和2年　3月17日	第2回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定委員会
令和2年　3月24日	第2回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定懇話会
令和２年度	
令和2年　5月13日	第1回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定委員会
令和2年　5月22日	第1回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定懇話会
令和2年　10月2日	第2回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定委員会
令和2年　10月16日	第2回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定懇話会
令和2年　12月25日 ～令和3年　1月25日	パブリックコメント実施
令和3年　2月4日	第3回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定委員会
令和3年　2月5日	第3回　第2次藤枝市文化マスタープラン策定懇話会

(2)藤枝市文化マスタープラン策定懇話会設置要綱

（目的）

第１条　藤枝市の文化及び芸術の振興に係る基本理念や施策の基本的な方向を示す文化マスタープランの策定にあたり、その内容について幅広い視野から意見、提言を求めるため、藤枝市文化マスタープラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　藤枝市文化マスタープランの基本的な指針に関すること。

⑵　藤枝市文化マスタープランの素案策定に関すること。

⑶　その他計画策定に関して必要と認めること。

（組織）

第３条　懇話会は、７名以内の委員をもって組織する。

２　委員は、学識経験者や各種団体の代表者等から市長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　懇話会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、懇話会を代表し、会を統括する。

４　会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、委員の互選により会長代理を定め、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　会議の議長は会長が務め、意見を取りまとめるものとする。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、市民文化部スポーツ・文化局街道・文化課において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、令和３年３月３１日までとする。

（3）藤枝市文化マスタープラン策定懇話会委員名簿

委員任期　令和元年12月1日～令和3年3月31日

※敬称略

	ふり　がな 氏　　名	所　　属	備　考
会長	あまの　としひこ 天野　利彦	静岡産業大学	
委員	あきやま　すえこ 秋山　末子	藤枝商工会議所女性会	
委員	かわはら　しげき 河原　茂樹	藤枝市校長会	
委員	てらだ　ますお 寺田　益男	藤枝市文化協会	
委員	なかむら　みひろ 中村　美皓	藤枝市商業観光課 （地域おこし協力隊）	
委員	ますい　みつぐ 増井　貢	藤枝市観光協会	
委員	よしおか　はくどう 吉岡　博道	藤枝市文化財保護審議会	R1年度まで
委員	せきぐち　ひろゆき 関口　宏行	藤枝市文化財保護審議会	R2年度から

(4)藤枝市文化マスタープラン策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　藤枝市の文化及び芸術の振興に係る基本理念や施策の基本的な方向を示す文化マスタープランの策定にあたり、必要な事項を調査及び検討し、計画を推進するため、藤枝市文化マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　藤枝市文化マスタープランの策定に関して、必要な事項の調査検討に関すること。

⑵　文化振興施策に関連する部局との連絡調整に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、市民文化部スポーツ・文化局長の職にある者を、副委員長には市民文化部スポーツ・文化局街道・文化課長の職にある者をもって充てる。

３　委員長は、委員会の会議の議長となる。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、市民文化部スポーツ・文化局街道・文化課において行う。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第３条関係）

委員長	市民文化部スポーツ・文化局長
副委員長	街道・文化課長
委　員	企画政策課長
	商業観光課長
	教育政策課長
	生涯学習課長
	文化財課長
	協働政策課長
	福祉政策課長

藤枝市文化マスタープラン　～藤枝市文化振興基本計画～

発　行：令和3年3月
発行者：藤枝市
編　集：藤枝市　スポーツ・文化局　街道・文化課
〒426－8722　藤枝市岡出山1－11－1
TEL：054－643－3036
FAX：054－643－3327